

Title	ヨーロッパ支払協定制度の発展(慶應義塾創立100年記念)
Sub Title	Development of the Payments Agreement in European Area
Author	安井, 孝治(Yasui, Koji)
Publisher	
Publication year	1958
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.1, No.4 (1958. 11) ,p.76- 99
JaLC DOI	
Abstract	Originally the bilateral payment agreement, which is usually concluded between two countries for the purpose of the maintenance of the international trade between the parties, covering the general shortage of the international liquidity reserve, rests upon two fundamentally contradictory requirements. Once the payments between the parties are considerably out of equilibrium, the contradiction between two requirements is revealed in the form of the accumulation of the bilateral balance. Confronted with the presence of the accumulated balance and the failure in its reasonable settlement, the bilateral agreement will be necessarily brought to a standstill and supplanted by the multilateral payment agreement. It is the purpose of this paper to review the development of the European bilateral agreement into the multilateral agreement -the European Payments Union.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19581130-04043420

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨーロッパ支払協定制度の発展

七六

安井孝治

一

今次大戦直後、ヨーロッパ諸国間の国際貿易及び決済は、当時の事態においては当然のことながら、双務的な基礎の上に復活されなければならなかった。イギリスを中心としてヨーロッパ諸国相互間に多数の双務的支払協定が締結され、これらの一面に張りめぐらされた双務的支払協定網がヨーロッパの国際決済制度を構成するに至った。^(注1)

ところで一般的に言うならば、元来双務的協定は一方において金もしくは国際通貨の節約、他方においては国際貿易の維持乃至は拡大という二つの基本的要請を同時に実現しようとする意図をもって二国間に締結されるのであるが、このような双務的協定のもつ二つの基本的要請が相互に矛盾することなく両立しうるための前提条件は二国間の貿易収支の均衡化の実現であり、もしも二国間の貿易収支が著しく不均衡化すれば、双務的協定の二つの基本的要請は相

互に矛盾し両立しなくなり双務的協定は必然的に行詰ることになる。しかるに現実においては二国間のみの貿易収支が相互に均衡化することはまずあり得ないであろう。かくて現実には双務的協定はそれが根本的には双務的、排他的な性格を有するものであるが故に必然的に行詰りに達することになるのであって、解決は双務的協定の双務的、排他的な性格の排除→多角的決済方式への移行といった発展方向に求められざるを得ないのである。戦後ヨーロッパ諸国間に締結された双務的支払協定についても事態は同一であり、したがって戦後ヨーロッパの国際決済制度の発展は当初に締結された支払協定のそれがもつ双務的、排他的性格の排除→多角的決済方式への移行といった発展過程として把握されうるのである。

さて戦後の支払協定は戦前のそれと比較して若干のすぐれた特色をもっていたが、その中でも支払協定そのものの双務的、排他的性格の緩和乃至は多角的要因の導入といった観点からみて最も基本的のものとして次の二点、すなわち協定当事国間におけるクレジットの

相互供与と協定当事国通貨の行政的振替可能性 (administrative transferability) とを指摘することができるであらう。^(注2)

一、協定当事国間のクレジットの相互供与

戦後の支払協定の最も重要な特徴は、協定当事国間におけるクレジットの相互供与方式の導入であった。すなわち戦後の支払協定においては、各当事国はそれぞれ自国の中央銀行に相手国中央銀行名義の自国貨建為替勘定を開設し、両当事国の中央銀行はそれぞれこの為替勘定を通じて、自国通貨の一定額を対価として等価額の相手国通貨の供与をうけることができた。このような方式によって当事国相互間においてクレジットの供与が行われたのであるが、このクレジット供与額に一定の限度——スイング限度 (swing limit) ——が通常設定されたけれども、時にはクレジット供与額に対し何等の限度も協定されない場合もあった。^(注3) けれどもスイング限度が設定されているのが通常であり、この場合にはスイング限度額の範囲内においてのみ協定当事国間のクレジットの相互供与が認められるのみであって、協定当事国間の収支尻がこのスイング限度額を超過した場合には、その超過部分に対しては全額が金あるいはドル貨で決済されなければならなかった。例えば、一般に戦後に締結された支払協定の典型と考えられた一九四四年一〇月締結のイギリスとベルギー間の支払協定についてみれば、当初イギリスがベルギーに供与したクレジットのスイング限度額は五〇〇万ポンド、ベルギーがイギリスに供与したクレジットのスイング限度額は八八三一・二・五万

ベルギー・フランと規定された。この規定によりイングランド銀行は自行に開設したベルギー国立銀行 (the National Bank of Belgium) 名義のスターリング建為替勘定に払込んだポンド・スターリングを対価として、ベルギー国立銀行に開設されたイングランド銀行名義のベルギー・フラン建為替勘定にベルギー・フランの入金という形式で、八八三一・二・五万ベルギー・フランのスイング限度額は無条件にベルギー・フランの供与をうけることができた。したがってイギリスのベルギーに対する収支関係が逆調になっても、その収支尻がこのスイング限度額の範囲内にとどまるかぎり、無条件にベルギー・フランの供与をうけることができるから、収支尻は自動的に決済されるが、もしこの収支尻がスイング限度額を超過した場合には、その超過額に対しては、イギリスは全額を金あるいはドルで決済しなければならなかった。事情はベルギーに関しても同様である。ベルギー国立銀行は自行に開設したイングランド銀行名義のベルギー・フラン建為替勘定にベルギー・フランを払込むことによつて、イングランド銀行に開設されたベルギー国立銀行名義のスターリング建為替勘定にスターリング・ポンドの入金という形式で、スイング限度額は無条件にスターリングの供与をうけることができた。したがってベルギーの対イギリス収支関係が逆調となっても、その収支尻がこのスイング限度額の範囲内にとどまるかぎりには問題ない。しかしその収支尻がこのスイング限度額を超過する場合には、その超過額全額をベルギーは金もしくはドルで決済する

ことが要求されることになるのである。

このような協定当事国相互間におけるクレジット供与方式の導入は双務協定それ自体の有する双務的、排他的な性格にもとづく根本的欠陥の明確な認識にもとづくものであった。双務的協定の有する双務的、排他的な性格にもとづく根本的欠陥は常に協定当事国間における貿易収支の不均衡化、したがって当事国間における債権債務残高の発生及びその合理的決済上の困難という形態で発現するのであるが、戦後の支払協定におけるクレジット供与及び金もしくはドル決済方式の導入は、当事国間の貿易収支の不均衡化を限られた範囲内ではあるが可能ならしめるとともにその決済についても一部はクレジット供与、一部は金あるいはドル決済という二面的な決済方式を規定することによって、一応は双務主義の基礎の上に立ちながらもその双務的、排他的な性格及びそれにもとづく欠陥を出来る限りかぎり緩和乃至は排除することを可能ならしめるものである。

二、行政的振替可能性

戦後イギリスが他のヨーロッパ諸国との間に締結した支払協定においては各当事国通貨の行政的振替可能性が規定されていた。例えば、さきの一九四四年一〇月締結のイギリス・ベルギー間の支払協定についてみれば、ベルギーはその保有するスターリングをイギリス為替管理当局の事前的許可のもとに、經常的取引決済のためにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外にも振替えることができたし、さらにスターリング地域及びベルギー貨幣領域以外の第三国

はその保有するスターリングをイギリス為替管理当局の事前的許可のもとに、經常取引決済のためにベルギー貨幣領域に振替えることができた。又同様にイギリスはその保有するベルギー・フランをベルギー為替管理当局の事前的許可のもとに、經常取引決済のためにベルギー貨幣領域及びスターリング地域以外の第三国にも振替えることができたし、さらにベルギー貨幣領域及びスターリング地域以外の第三国はベルギー為替管理当局の事前的許可のもとにその保有するベルギー・フランを經常取引決済のためにスターリング地域に振替えることができた。このような当事国通貨の行政的振替可能性はイギリスが締結したすべての支払協定において規定されていたから、このことによってスターリング・ポンドを中心としてヨーロッパ諸国通貨相互間の振替可能性がある程度迄維持されることができた。この行政的振替可能性は協定当事国間の収支関係に不均衡が発生した場合にその収支尻を第三国通貨の振替によって決済することに依って協定当事国間の金もしくはドルによる決済を可能なかぎり回避しようとする意図を以て設定されたものであるが、この行政的振替可能性の設定によって、制限された範囲内においては、戦後の支払協定に多角的決済化の要因の導入が可能ならしめられたということが出来る。

以上にのべた当事国間におけるクレジットの相互供与及び当事国通貨の行政的振替可能性は、戦後の支払協定においてその双務的、排他的な性格の緩和乃至は多角的要因の導入といった点において重

要な意義をもつものであって、戦前のそれと比較して戦後の支払協定の基本的な特徴である。

さて戦後の支払協定は杜絶状態にあったヨーロッパ諸国間の国際貿易の復活及び拡大に極めて重要な役割を演じた。国際決済銀行の年次報告が指摘している如く「一九四五年、すなわち協定運営の第一段階においては、支払協定が非常な効果を發揮し、このために可能となった通商関係は、協定なしには到底実現が困難と思われたほど大いに回復した^(注5)」のであった。しかし、支払協定が円滑に運営され、ヨーロッパ諸国間の国際貿易の復活乃至は拡大に積極的な役割を演じたのは、協定成立の当初の段階においてのみであり、やがて支払協定は漸次その基本的欠陥を露呈し始めた。すなわち、同じくヨーロッパ域内の国であっても、殆ど戦禍を蒙らなかつた国がある反面に甚しく戦禍を蒙つた国もあり、又戦後急速に経済の建直しに成功した国がある反面に経済の建直しが進捗せず停滞状態にあった国も存在した。このような事情からして一九四六年を通じてヨーロッパ諸国相互間における経済復興の程度の相違がますます顕著に現れ、ここからして更に若干の国たとえばベルギー、スイスの如きは主要債権国として登場し他のヨーロッパ諸国に対して殆ど完全な債権国となり、その反面若干の国たとえばフランス、オランダの如きは他のヨーロッパ諸国に対して殆ど完全な債務国に転化するといった傾向が生じ、ヨーロッパ諸国相互間における構造的不均衡が発生するようになった。このような事態の下において、ヨーロッパ諸国

ヨーロッパ支払協定制度の発展

相互間の収支関係の不均衡は一層拡大されると共にその収支は恒久化された長期的な信用に転化することがしばしばであった。ヨーロッパ諸国相互間の収支関係が国際収支の短期的乃至一時的変動要因によってのみ支配されている場合には、支払協定に当初導入されたクレジット供与及び金もしくはドル決済方式ならびに行政的振替可能性の規定は、両者が相俟って支払協定の円滑な運営を可能ならしめる重要な要因と考えられたけれども、このような事態の下においてそれは殆ど有効な役割を演ずることは不可能であり、支払協定はその根本的欠陥を暴露し、支払協定の運営は行詰りに逢着せざるを得なかつた。このような支払協定の行詰りを打開するためには、債権国が対外的債権の一部もしくは全額を棚上するとか、あるいは債務国に追加的なクレジットを供与するといった方法で債務国を一時的に救済するより他にはとるべき措置はなかつた。イギリスはフランスに対する債権一億ポンドを棚上し、又ベルギーもオランダに対する債権を棚上した。さらにスエーデンはフランスに対する八千万スエーデン・クローネの債権を棚上すると共に、オランダ、ノルウェー、フィンランド等の諸国に追加的なクレジットを供与した。^(注6)

双務的封鎖債権の累積といったその根本的欠陥を暴露した支払協定はこのような異常的措置によって辛うじてその存続を維持していたというのが一九四六年から四七年にかけてその実状であったが、この支払協定に対して徹底的な打撃を与えたのは、一九四七年中、

とくに同年八月二十日のポンド交換性の停止以後におけるドル不足の激化であった。これに先だつてイギリスは一九四五年十二月に締結された英米金融協定 (the Anglo-American Financial Agreement) における約定にしたがつて着々ポンド交換性回復への体勢を整えてきたのであったが、一九四七年二月イギリスが替管理制度において振替可能勘定 (transferable account) が設定され、この勘定国のスターリングはアメリカ勘定 (American account) をも含めて他のすべての勘定への自動的振替が認められることになった。この振替可能勘定に属した国は、設立当初はアルゼンチン、カナダ、ベルギー、ポルトガル及びオランダの五カ国であったが、その後次第に拡張され一九四七年七月十五日迄に十六カ国に達し、ここにポンドの交換性が回復された。^(注7)しかし交換性の回復の結果、多額のポンドが振替可能勘定からアメリカ勘定に振替えられ、イギリスの金ドル準備は忽ちにして危機に瀕し、遂に同年八月二十日イギリスは振替可能勘定からアメリカ勘定への振替を禁止するに至り、かくて僅か一ヵ月余にしてポンドの交換性は停止された。^(注8)ポンドの交換性の停止とともに、イギリスの為替管理制度は再編成されることになり、スターリング勘定の種類、その構成及びスターリングの振替可能性の程度等において著しい変更が加えられたが、^(注9)その中でも、振替可能勘定の構成は全く変更され、スターリングによる支払を容認しスターリングを保有しようとする意向の強い若干の国々に制限されることになり、又新しく双務勘定 (bilateral ac-

count) が設定されイギリスと双務的支払協定を締結する国は殆どこの勘定に編入されることになった。そして双務勘定国相互間のスターリングの自動的振替可能性は撤廃されたけれども、行政的振替可能性は經常取引に関するかぎり大幅に認められた。このようなイギリスの為替管理制度の変更は必然的にイギリスが他の諸国との間に締結した支払協定の一部改訂を伴ったけれども、イギリスのポンド交換性の停止及びそれに伴う為替管理制度の変更は直接には従来の支払協定制度に対し何等特別の変更をもたらすものではなかった。むしろ問題はイギリスのポンド交換性停止後におけるヨーロッパ諸国のドル不足の激化であった。一九四七年はそれ以前の年度と比較して一般にドル不足が顕著な年度であったが、そのドル不足は明らかにイギリスのポンド交換性停止後尖鋭化するに至ったのであって、短期間後に突然断行されたイギリスのポンド交換性の停止、それに伴う金ドル準備擁護を目的とする為替管理の強化は、根本的ではないにしても、其の後におけるドル不足尖鋭化を助長した一因であると考えられる。この点はさて置いて、ドル不足の尖鋭化といった事態はヨーロッパ諸国間貿易における債権国の立場を困難ならしめた。これら債権国はドル地域に対する決済に必要な金あるいはドルの調達がますます困難の度を加えるにしたがつて、ヨーロッパ域内の債務国に対するクレジットの供与を制限しなければならぬ状態に陥った。このことは尚一層債務国の立場を困窮化せしめたことは当然であった。^(注10)巨額に達する債権国のクレジットの供与によって

辛うじてその存続を維持していた支払協定制度はここにおいて全面的に行詰ってしまったのであった。

(注1) 西ヨーロッパ諸国間に締結された双務的支払協定は一九四七年末迄にその数は約二〇〇に達し、さらに一九五〇年迄にその数の約二倍に増加した。W.M. Scammell; *International Monetary Policy*. 1957, p. 264.

(注2) 戦前の双務的協定においては、締結の根本的動機が、債務国の厳しい為替管理の採用によって債務国に封鎖された封鎖債権の債権国の回収であったという事情にも因るが、二国間の双務的決済尻の発生及びその決済処理に関して充分な考慮が払われていなかったから、結局において封鎖債権の一層の累積、貿易の縮小化といった事態を必然的に発生せしめるに至った。戦後の協定におけるクレジット相互供与方式はこの点の認識にもとづくものであって戦後の協定に導入された基本的特色であった。協定当事国通貨の行政的振替可能性はイギリスの締結した協定において導入されたものであって、スターリング・ポンドの国際性を維持拡大しようとするイギリス当局の意向に主としてもとづくものであった。

(注3) 例えばイギリスがデンマーク、ノルウェー、スウェーデン等の諸国と締結した支払協定に於ては正式にスイング限度が規定されなかった。

ヨーロッパ支払協定制度の発展

しかしこのような場合でも、一定の通商協定と関連して当事国が考慮せる便宜の範囲に関しては相互了解に達したものと云われている。東京銀行調査部訳「第二次大戦と世界経済」(国際決済銀行第十五回年次報告) 一六八頁

(注4) E. Zupnick; *Britain's Postwar Dollar Problem*, 1957, p. 162.

(注5) 東京銀行調査部訳「世界経済の分析と展望」(国際決済銀行第十八回年次報告) 二三一頁

(注6) 「前掲書」一三三五頁

(注7) ポンドの交換性回復が実施された一九四七年七月十五日現在において振替可能勘定に編入されていた国は次の如くであった。

アルゼンチン、ベルギー及びベルギー通貨領域、ブラジル、カナダ及びニューファウンドランド、チェコスロバキヤ、エジプト及びスーダン、エチオピア、フィンランド、イラク、イタリア、オランダ及びオランダ通貨領域、ノルウェー、ポルトガル及びポルトガル通貨領域、スペイン、スウェーデン、ウルガイ。

以上の諸国の保有するスターリング残高がポンドの交換性回復によりアメリカ勘定への自動的振替が認められることになったわけである。

(注8) ポンドの交換性回復によって惹き起されたポンドのドルへの転換が如何に急激であったかは次の表から理解することが

出来るであろう。

(注9) ポンドの交換性停止によるイギリス為替管理制度の主な変化は次の如くである。

一、新に双務勘定が設定され、勘定構成は、指定地域勘定、アメリカ勘定、振替可能勘定、双務勘定及び其の他勘定の五勘定制となった。

二、各勘定の構成に關しては指定地域勘定は全然変化なし。

その他の勘定はすべてその構成が変化し。

(イ) アメリカ勘定
チリー及びペルーの二国が除外されたがその他の変化なし。

(ロ) 振替可能勘定

スターリングのドルへの転換額 (1947年)

(単位=100万磅)

	1月～6月	7月～8月	合計
アルゼンチン	18.7	23.3	42.0
ベルギー及び通貨領域	18.3	34.4	52.7
ブラジル	5.0	7.5	12.5
フィンランド		2.8	2.8
イタリー	1.3	1.3	2.6
オランダ及び通貨領域	1.1	2.7	3.8
ポルトガル及び通貨領域	4.7	2.9	7.6
其の他諸国	0.2	0.9	1.1
合計	49.3	75.8	125.1
合計ドル額	197.2	303.2	500.4

(E. Zupnick; Britain's Postwar Dollar Problem, 1957, p.166)

スーダン、オーストリア、チリー、チェッコスロバキヤ、⁽¹⁾
デンマーク、エジプト、エチオピア、フィンランド、ギリシヤ、⁽¹⁾
イタリー、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スベイン通貨領域、スチーデン、朝鮮、ソ連、西ドイツ⁽¹⁾

(ハ) 双務勘定

アルゼンチン、ベルギー通貨領域、仏領ソマリランド、⁽¹⁾
フランス通貨領域、ブラジル、ブルガリヤ、カナダ、⁽²⁾
中国、台湾、ハンガリー、イラン、日本、⁽¹⁾
レバノン、パラガイ、⁽¹⁾
ペルー、ポルトガル通貨領域、ルーマニヤ、⁽¹⁾
スイス、⁽¹⁾
シリア、トルコ、ウルガイ、ユーゴスラヴィヤ⁽¹⁾

(ニ) 其の他勘定

アフガニスタン、アルバニヤ、エリトリア、リベエリヤ、
ネパール、サウジアラビヤ、イエメン

(注)

(1) 交換性停止前には「其の他勘定」

(2) 「振替可能勘定」

(3) 「アメリカ勘定」

三、振替可能性

振替可能勘定スターリングは指定地域勘定、其の他勘定にのみ自動的振替が認められた。

双務勘定スターリングは指定地域勘定に対してのみ自動的振替が認められた。

二

上述の如き情勢の下において、従来の支払協定に代って多角的決済制度を設定することが必要であると一般に痛感されるようになったが、当時において直ちに完全な多角的決済制度に移行することは客観的情勢がこれを許さなかったから、事態の推移に応じて逐次段階的に多角的決済化の方向に進むべきであるということが強調された。^(注1)かくてヨーロッパの国際決済制度の多角的決済化への発展は、従来の双務的支払協定制を直ちに廃止するといった措置に訴えることをせず、むしろ従来の双務的支払協定制の基礎の上に立ってこれに多角的決済化の要因を逐次的に導入するという形式をとった。一九四七年十一月から一九五〇年六月に至る支払協定制の多角的発展の期間に次の如き協定が成立した。

一、多角的通貨相殺第一次協定 (the First Agreement on Multilateral Monetary Compensation) (一九四七年十一月——一九四八年九月)

二、ヨーロッパ間決済及び相殺協定 (the Agreement for Intra-European Payments and Compensations) (第二次協定、一九四八年十月——一九四九年六月、第二次協定、一九四九年九月——一九五〇年六月)

多角的通貨相殺第一次協定は一九四七年十一月十八日、ベルギー

ヨーロッパ支払協定制の発展

及びルクセンブルグ、フランス、イタリー、オランダ各政府によりパリで調印され、即日発効をみたのであるが、間もなくヨーロッパ復興計画参加国の大部分がこれに加わり、十三カ国間の協定とな^(注2)った。この協定は従来の支払協定制の基礎の上に立つ純然たる相殺協定であった。各加盟国の中央銀行は毎月末、自国の双務的支払協定勘定残高を管理機関に指定された国際決済銀行に報告し、国際決済銀行は各加盟国からのこの報告にもとづいて各加盟国相互間の支払協定勘定残高の多角的相殺に関する技術的操作を処理した。この協定においては多角的相殺操作として第一種相殺操作 (the first-category compensation) と第二種相殺操作 (the second-category compensation) とが規定された。第一種相殺操作とは各加盟国がいずれもその前者に対しては債務を負うが、その後者に対しては逆に債権をもつという関係に配列され一定の連鎖環を構成することによって行われる単純な相殺操作であって、この場合には各加盟国いずれの残高も同時に減少せしめられる。この第一種相殺操作は協定加盟国のうち常時加盟国については自動的に実行されたが、臨時加盟国はこの相殺操作に参加すると否と自由であると規定されていた。第二種相殺操作とはこの操作に参加する加盟国の通貨の振替を前提とする相殺操作であって、この場合には一定の連鎖環を構成する国々の一部について、その残高の増加あるいは新規残高の発生を伴うことになる。この第二種相殺操作^(注3)に参加すると否とはすべての加盟国の自由であると規定されていた。従来の支払協定制の

行詰りの直接的原因が双務的な支払協定期間残高の累積及び長期
 用化であったことはすでに指摘した如くであるが、この相殺協定は
 従来の双務的支払協定期間制度に上述の如き多角的相殺機構を導入し、
 双務的支払協定期間残高を可能な限り多角的に相殺処理し、以て事
 態を打開しようとすることをその根本的狙いとするものであった。
 したがってこの協定が所期の効果を達成しうるか否かはその多角的
 相殺操作が効果的に遂行されるか否かに依存するものであった。

ところがこの協定の実績は極めて失望的なものであった。この協
 定の実績をみるに、一九四七年十二月の最初の相殺操作においては
 加盟国相互間の支払協定期間残高の僅か一・七百万ドルが相殺処理
 されたにすぎず、この額はこの相殺操作に参加した十一ヶ国の相互
 間の残高総額七六二・一百万ドルの約〇・二パーセントにすぎな
 ったのであった。さらに一九四七年十一月から一九四八年九月に至
 るこの協定の全有効期間についても、相殺残高総額は第一種相
 殺操作によるもの約五百万ドル、第二種相殺操作によるもの約四六
 百万ドル、合計五一・六百万ドルにすぎなかつた。^(注4)このような結果
 はこの協定期間当初の期待に全く反するものであつた。^(注5)

この協定において相殺操作が十分な効果を發揮し得なかつた理由
 として次の事情を指摘することができる。^(注6)

- 一、加盟国の中に純債権国あるいは純債務国が存在していたこと。
- 二、第一種相殺操作への自動的参加が常時加盟国に対してのみ規定
 されていたこと。

三、第二種相殺操作に参加する国が少数であつたこと。

右の第一の事情は多額の残高を相殺不可能ならしめた根本的理由
 である。すなわち純債権国あるいは純債務国の残高はいずれの相殺
 操作によつても減少せしめられなかつた。このような技術的に相殺
 不可能な残高は、この協定期間加盟国相互間の残高総額七億ドル以上の
 うち、約四億ドルという多額に達すると評価された。^(注7)第二の事情は
 直接協定の規定にもとづくものであつたが、これも第一種相殺操作
 の効果的遂行を妨げた要因であつた。すなわち、常時加盟国は僅か
 五カ国にすぎなかつたから、臨時加盟国の自動的参加が保証されな
 い場合には第一種相殺操作によつて最大可能な残高の相殺処理は不
 可能であつた。とくにこの協定の臨時加盟国であつたデンマークは
 ベルギー・ルクセンブルグ通貨同盟に対して債権を有する唯一の加
 盟国であつたから、デンマークが相殺操作に参加するや否やは相殺
 操作の結果を著しく左右する事情にあつたがデンマークは相殺操作
 に参加しなかつた。^(注8)第三に第二種相殺操作に参加する加盟国が少数
 に限られていたという事情はこの相殺操作が通貨の振替を前提とす
 ることに因るものであつた。第二種相殺操作は各国通貨の振替可能
 性如何に依存するのであるから各国通貨の自動的振替可能性が存在
 しないかぎり、この相殺操作の効果も制限されなければならなかつ
 た。

以上のような事情からしてこの協定も所期の効果を挙げることは
 出来なかつたのであり、ヨーロッパ諸国間の貿易の縮小を阻止する

上に殆ど役に立たなかつたと考えられる。^(注9)

この協定は一九四八年九月迄存続せしめられたが、これより先一九四八年四月よりヨーロッパ復興計画(European Recovery Programme)にもとづくマニッシュル援助が開始された。ERP参加国は西半球すなわちドル地域に対する經常勘定の赤字を基準として一定額のドル援助資金が割当てられた。かくて参加国はドル地域からの輸入に対する円滑なる支払の遂行を可能ならしめられたと同時に、いわゆる域外調達(off-shore purchase)の制度によってヨーロッパ域内において参加国相互間のドル決済が一部可能ならしめられた。

この域外調達の制度はヨーロッパ諸国間の国際貿易の拡大に重要な役割を演じたのであって、一九四八年において域外調達の制度によって可能ならしめられた貿易量は相殺協定のもとに相殺処理された支払協定勘定残高総額よりもはるかに多額であつた。^(注10)しかしヨーロッパ諸国間に統一的な多角的決済機構が存在しなかつたことは、マニッシュル援助をしてその所期の効果の達成を困難ならしめた根本的理由であつた。このような事情からしてアメリカの経済協力局(the

Economic Co-operation Administration)の提唱の下にヨーロッパ諸国間の慎重な協議と検討の結果、一九四八年十月十六日、ヨーロッパ経済協力機構(the Organization for European Economic Co-operation, O.E.E.C.)を構成する西欧十八ヶ国間に締

結されたのがヨーロッパ間決済及び相殺に関する第一次協定であつた。^(注11)この協定はヨーロッパ諸国間の国際貿易の順調な発展及びその

ヨーロッパ支払協定制度の発展

ためのマニッシュル援助の効率的な運用をその目標とするものであり、その根幹をなすものは、多角的相殺機構と条件付援助の供与であつた。

一、多角的相殺機構

この協定においても先行相殺協定における多角的相殺の原則と機構は引き継がれたが、この協定においては自動的相殺操作の範囲が拡大された。すなわち、先行相殺協定においては自動的な第一種相殺操作は常時加盟国五ヶ国のみについて規定されているにすぎなかつたのであるが、この協定では加盟国の全部(但しERP援助の受領国でないスイス及びポルトガルの二国を除く)が第一種相殺操作に自動的に参加することになった。第二種相殺操作は通貨の振替を前提とし関係諸国のうち特定の国の勘定残高を増加せしめることになるから、この相殺操作への参加は加盟国の任意にまかされた。

二、条件付援助の供与

この協定加盟国のうちで当初の見積りにより他の加盟国に対し經常収支面で貸越となると予想された国は、これに対応して借越となると予想された国のために引出権(drawing rights)を設定した。例えば当初の見積りによりA国がB国に対しその經常勘定において一定額の収支不足になると予想されたならばB国はA国のためにその一定限度額までB国通貨の引出権を設定した。協定に加盟したOEEC諸国間において当初の經常勘定収支の見積りを基礎としてこのような引出権の供与又は受領が行われたのであるが、さらに他の

OECC諸国に対し引出権を供与した国はそれと等額のドル援助資金の供与をうけることができた。このドル援助は、ドル援助を受けると同時に、その国は経常収支勘定面で右の援助に相当する自国通貨を債務国に供与する、すなわち債務国に対して引出権を設定するという条件の下に供与されることになっていたから、条件付援助(conditional aid)と称せられた。^(注12)この協定成立以前には、多角的相殺協定の下にある程度迄累積した支払協定勘定残高を相殺処理することができたにしても、依然として相殺処理されなかった多額の勘定残高の存在が問題となっていたのであるが、この協定においては、条件付援助の供与と結合された引出権の設定によってこの問題に対して一応の解決が与えられた。又債権国は債務国に対して引出権を設定することによってOECC諸国相互間における収支不足をカバーすることができたと同時に、又引出権の設定に見合う条件付援助の供与をうけることによってドル地域に対する決済を可能ならしめられた。

この協定成立以前には、マーシャル援助はヨーロッパの国際決済機構とは一応独立に実施されていたのであったが、この協定においてはマーシャル援助が協定そのものと結合して内面的に導入されており、このことによってOECC諸国の対ドル地域収支不足とOECC諸国相互間の収支不足とを相関的に処理することが一応可能ならしめられたと考えられるのであって、これがこの協定の基本的特色である。

一九四八年から一九四九年にかけてヨーロッパ諸国間の貿易が著しく拡大されたことからみても、この協定が可成りの実績を挙げたことは否定し得ないであろう。しかしながらこの協定も漸次次の如き事情からその欠陥を暴露せざるを得なかった。

一、多角的相殺操作の実績が失望的であったこと。
二、債権国及び債務国いずれも収支改善に対する刺戟を喪失したこと。

三、引出権の設定及び運用上の欠陥。

この協定の下においても以前と同様に相殺操作によって相殺処理された残高は比較的少額にすぎなかった。すなわち、この協定の全有効期間を通じて相殺処理された残高総額は一〇三・七百万ドルであったが、この額は全額の約一三パーセントにすぎなかった。^(注13)さらにこの協定の下ではECA当局によって債権国に供与される条件付援助ならびに債権国によって債務国に対して設定される引出権も当初の評価を基礎として確定されており、債権国は自国の設定した引出権が全額利用されると否とに拘らず条件付援助の確定割当を供与されたから、自国の輸出目標を達成しようとする意向が減退せざるを得なかったし、又債務国は予め確定額の引出権が設定されていたからこの範囲内で自国の収支改善への積極的な刺戟が失われた。さらに翌年度の引出権の設定額は今年度の収支不足を基準にして決定されると一般に予想されていたから、債務国にとっては自国の収支不足を減少し収支改善を計る何等の理由もあり得なかった。^(注14)最後に

引出権の設定及び運用上の問題が存在した。引出権は当初における經常勘定収支不足の評価額を基準として設定されたから、引出権の設定額は実際の引出権使用額とは一致しなかった。若干の債務国はそれが使用可能であるという理由だけで自国に設定された引出権を不必要に過度に使用した。例えば、フランスはベルギーによって設定された四千万ドルの引出権の殆ど全額を直ちに使用し尽くし、三ヵ月間ベルギーからの輸入を停止するに至った。ノルウェーも同様の困難に直面していた。又フランス及びスウェーデンはスイスからの輸入を阻止せざるを得ない状態にあった。これに反して若干の国は設定された引出権を全額使用しなかった。例えばドイツはイギリスによって設定された引出権五千二百万ドルのうち僅か三百七十万ドルを使用したのみであり、又イタリーはイギリス及びオーストリアから設定された合計二千七百万ドルの引出権を全然使用しなかった。^(注15)この場合債権国は自国が債務国に対して設定した引出権が全額使用されなくとも条件付援助の確定割当額を減少せしめられることなく、又引出権設定額のうち債務国によって使用されなかった額は抹殺されるか、あるいは次の協定に繰越されることになったから、条件付援助は実際には「条件付ならざる」援助に転化するに至った。^(注16)結局引出権の設定額と実際使用額との間の不均衡は一方においてヨーロッパ諸国間の貿易の円滑化を妨げ、他方においてはドル援助資金の能率的利用を不可能ならしめたのであった。

この協定の以上のごとき欠陥はこの協定が根本においては依然と

して双務的な性格をもっていたことにもとづくものであった。すなわちこの協定の基幹をなすものは条件付援助と結合した引出権の制度であったが、この引出権は二国間の協議によって決定され設定される純然たる双務的な性格のものであった。双務的な性格をもつ引出権の制度が基礎となつていふ点にこの協定の根本的な双務的な性格が見られるのであり、そして又この協定の上述の如き諸欠陥がこの協定のもつ双務的な基本的性格にもとづくものである以上、必然的にこの協定の双務的な性格の排除——引出権の多角化——への発展が促されなければならなかった。

一九四九年九月締結された第二次協定は根本的には第一次協定の踏襲であったが、第一次協定の諸欠陥に鑑みて若干の新しい措置が導入されたが、その主要なるものは次の如くである。^(注17)

一、引出権の一部多角化

債権国が債務国のために設定した引出権の二五パーセントが多角化された。残りの七五パーセントは従来通り双務的引出権とされた。引出権の多角化はその双務的な性格を排除しそれにもとづく根本的欠陥を回避することを目的とするものであり、E.C.A当局及びベルギーの如き一部の債権国は引出権の多角化を提唱したのであるがイギリスはこれに反対したため、結局二五パーセントのみを多角化するという妥協的な決定をみたわけである。かくて債務国は設定された引出権のうち二五パーセントは多角的引出権を供与され、これを他のすべてのO.E.C.諸国との間の經常収支の不足の決済にも

使用することができた。但し原則として、多角的引出権を自動的に使用しうるのは、すでに相互間に双務的引出権が設定されている二国間においてその双務的引出権が全額使用された後に、その双務的引出権の三分の一相当額までとされた。しかし管理当局は債務国の要求があれば、この多角的引出権を予め設定されていた双務的引出権の三分の一相当額以上使用すること、及び多角的引出権を予め相互間に双務的引出権が設定されていなかった二国間において使用することを許可した。この多角的引出権に対応する条件付援助は、多角的引出権が現実に行使された先の国に対して供与された。

二、ベルギーに対する特別の措置

引出権制度の参加国のうち、ベルギーはその総合的収支が黒字である——すなわち、ヨーロッパ諸国に対する受取超過額がドル地域に対する支払超過額を超過する——唯一の国であり、一九四九年から一九五〇年に亘ってベルギーのOEEC諸国に対する受取超過額は約四億ドル、ドル地域に対する支払超過額は約二億ドルと評価された。したがってベルギーに対するドル援助二億ドルを全額条件付援助としても、尚OEEC諸国に対するベルギーの受取超過評価額の約二分の一の引出権を賄うことができるにすぎなかった。このような事態に対処するために次の様な特別の措置が講ぜられた。

(イ) ベルギーのOEEC諸国に対する受取超過額のうち、二億ドルに対しては、他の場合と同様に一般引出権が設定された。

(ロ) ベルギーはベルギーに対して最大輸入超過国であるフラン

ス、オランダ及びイギリスの三国に対し、フランスには二千一百五十万ドル、オランダには三千八百万ドル、さらにイギリスには二千八百万ドル、合計八千七百五十万ドルの貸付をした。

(ハ) 残額一億二千二百五十万ドルに対してはベルギーはフランス、オランダ及びイギリスの三国に追加的な多角的引出権を設定すると同時にベルギーはこれと等額の追加的ドル援助を供与された。

(ニ) 全OEEC諸国のベルギーに対する引出権使用総額が三億五千二百五十万ドルの範囲内に制限されることになった。

以上が第二次協定に新に導入された主要な措置であったが、尚第二次協定にはOEEC諸国の収支改善への刺戟を増進し、諸国間の貿易を競争的ならしめる目的の若干の措置も規定された。^(注18)

第一次協定に対比して第二次協定の特徴は引出権の多角化であった。第二次協定において部分的ではあるが引出権の多角化が導入されたことは、協定それ自体の双務的な性格を緩和すると同時にそれにもとづく欠陥を是正する点において重要な意味をもつものであった。引出権の多角化によって、第一次協定にみられたような引出権の設定額とその実際行使額との間の必然的乖離に伴う諸困難が可成りの程度迄排除され、以てOEEC諸国間の貿易の円滑化及びそのためのドル援助の効率的な活用が促進されたことは否定し得ないであろう。しかしその反面このような効果を阻止する事情も存在しないわけではなかった。すなわち、多角的引出権に対する条件付援助は必ずしも多角的引出権を設定した国に供与されるのではなくて、

多角的引出権が現実に行使された場合に行使された先の国に供与されることになっていた。例えばイギリスがフランスに多角的引出権を設定している場合、それに対応する条件付援助がイギリスに供与されるのは、フランスがイギリスに対して多角的引出権を行使した場合のみであって、もしフランスがベルギーに対して多角的引出権を行使した場合には、本来イギリスに供与されるべき条件付援助はベルギーに供与されることになっていた。したがってこのような事情の下においては、引出権を設定した国はその引出権設定額に等しいか、あるいはそれ以上の受取超過額を生ぜしめることに努めざるを得ず、このことは必然的に輸入制限の強化を導く傾向を発生せしめ、却って国際貿易の円滑化を妨げる危険が存在した。^(注19) さらに又、多角的引出権は双務的引出権を設定している二国間において自動的に行使されるのが原則であったが、債務国の要求により管理当局は双務的引出権を設定していない二国間において多角的引出権を行使することを認可したため、OEEC諸国間において過度に多額の多角的引出権が双務的支払協定の外部で行使された。例えば、この協定において当初設定された多角的引出権の総額は一億七千二百四十万ドルであり、このうち一億五千三百二十万ドルが実際に行使された。そしてこの実際行使額のうち、自動的に行使された額は九千三十三万ドルであり、残りの六千二百九十万ドルすなわち多角的引出権の設定総額の三分の一以上は殆ど双務的支払協定の外部で行使された。^(注20) このような事情はOEEC諸国間の収支尻の円滑な調整という

ヨーロッパ支払協定制度の発展

点において引出権の効果を可成り阻害する結果をもたらした。しかしながら全般的にみてこの協定が可成りの程度までヨーロッパ諸国相互間の国際貿易の促進に役立ったことは否定し得なかつた。だが、ヨーロッパ諸国における経済復興の進捗、国際貿易の拡大といった事態の進展とともに新しい多角的決済制度の樹立が要請されるようになり、遂にヨーロッパ支払同盟の設立をみるに至つた。

(注1) 東京銀行調査部訳「世界経済の分析と展望」(国際決済銀行第十八回年次報告) 二三八—九頁

(注2) この協定の加盟国は次の十三カ国となった。

ベルギー及びルクセンブルグ、フランス、イタリー、オランダ、ドイツ英米占領地域、オーストリア、デンマーク、ギリシヤ、ノルウェー、ポルトガル、スエーデン、イギリス、ドイツ
仏占領地域

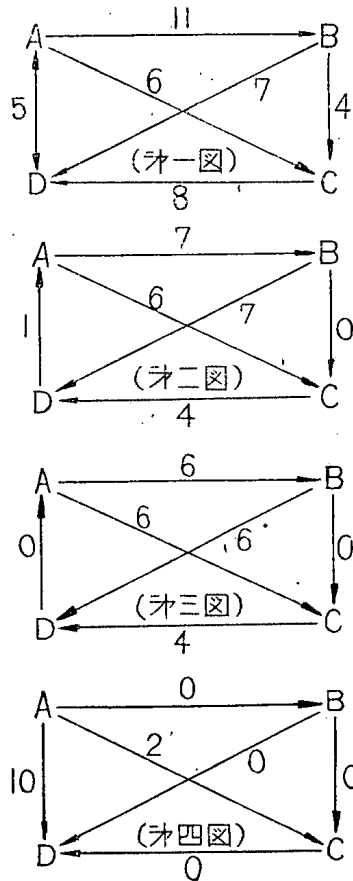
これらの諸国のうち最初の五カ国は常時加盟国であり残りの八カ国は臨時加盟国であった。

(注3) この協定に導入された第一種相殺操作及び第二種相殺操作の技術的要点を解説すれば次の如くである。

A、B、C、Dの四国を仮定しこの四国間に次の如き支払協定残高が発生しているものとする。

A国はB国に対して一千一百万ドルの貸方残高を有する。

A 国は C 国に対して六百万ドルの貸方残高を有する。
 B 国は C 国に対して四百万ドルの貸方残高を有する。
 B 国は D 国に対して七百万ドルの貸方残高を有する。
 C 国は D 国に対して八百万ドルの貸方残高を有する。
 D 国は A 国に対して五百万ドルの貸方残高を有する。
 A B C D 四国間の右の如き関係は次の第一図に示される。こ



の第一図からいくつかの連鎖環が構成されるが、最大可能の残高の相殺を実現するためには、先ず最初に最も長い連鎖環を構成すること、又長さが等しい場合にはより多額の残高の相殺が可能なる連鎖環を選ぶことが必要である。第一図では先ず A ↓ B ↓ C ↓ D ↓ A という連鎖環が構成され、合計一千六百万ドルの残高の相殺が行われ、その結果は第二図の如くなる。第二図においては A ↓ C ↓ D ↓ A 及び A ↓ B ↓ D ↓ A という二つの連鎖環が考えられるが、これら二つの連鎖環は条件が同一であるか

ら、どちらを選ぶかは、その時の事情如何による。今 A ↓ B ↓ D ↓ A の連鎖環が選ばれるならば合計三百万ドルの残高が相殺されその結果は第三図の如くなる。第三図においては最早や如何なる連鎖環も構成されないから、残高の相殺は不可能である。以上の如き相殺方法を第一種相殺操作と称する。

しかるに関係国の通貨の振替可能性を前提とすれば更に相殺が可能になる。例えば第三図において、A 国が B 国及び C 国に対する債権の決済として D 国の通貨を受取ること同意するならば、第四図の如くなり、更に一千万ドルの残高の相殺が可能となる。このように通貨の振替可能性を前提として行われる相殺操作を第二種相殺操作と称するのである。R.F. Mikesell; Foreign Exchange in the Postwar World, 1954, pp. 103-5.

(注 4) W.M. Scammell; International Monetary Policy, 1957, pp. 268-9.

(注 5) この協定の成立当初、国際決済銀行当局は、この協定に導入された相殺操作の効果を大いに期待し、第一種相殺操作によって三千万ドル乃至五千万ドル、第二種相殺によってその約十倍の残高が相殺処理されると評価していた。東京銀行調査部訳

「前掲書」二四二頁

(注 6) W.M. Scammell; op. cit., pp. 268-9.

(注 7) 東京銀行調査部訳「前掲書」二四二頁

(注8) R.F. Mikesell; op. cit., p. 110.

(注9) R.W. Bean; European Multilateral Clearing,

Journal of Political Economy, October 1948, p. 408.

(注10) W.M. Scammell, op. cit., p. 269.

(注11) この協定の加盟諸国は次の如くである。

オーストリア、ベルギー及びルクセンブルグ、デンマーク、フランス、ドイツ英米占領地域、ドイツ仏占領地域、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリー、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スエーデン、スイス、トルコ、イギリス、このうちスイスとポルトガルは協定に調印はしたが、マーシャル援助の受領国ではなかった。

(注12) W.M. Scammell, op. cit., p. 272.

(注13) 東京銀行調査部訳「岐路に立つ世界経済」(国際決済銀行第二十回年次報告)三六七頁

(注14) W.M. Scammell, op. cit., p. 274.

(注15) 東京銀行調査部「前掲書」三六六頁

(注16) B. Tew, International Monetary Co-operation, 1954, pp. 102-3.

(注17) 東京銀行調査部訳「前掲書」三六八—七二頁 W. M. Scammell, op. cit., p. 277.

(注18) W.M. Scammell, op. cit., p. 278.

(注19) B. Tew, op. cit., p. 103.

ヨーロッパ支払協定制度の発展

(注20) W.M. Scammell, op. cit., p. 276.

III

ヨーロッパ支払同盟 (the European Payments Union; E.P.U.) は一九五〇年七月一日を以て正式に成立し、当初有効期間は二年と規定されたが期限の一九五二年六月三十日にこの有効期限が更に一カ年延期されて以来、毎年期限到来毎に一カ年延期され現在に至っている^(注1)。E.P.U. は従来の支払協定制度の基礎の上に立つものであるが、それが多角的決済機構であるという点において従来の諸協定とは根本的に相違するものである。一九四七—五〇年に亘って締結された諸協定は、従来の双務的支払協定制度の行詰りに直面したヨーロッパ諸国が依然として双務的支払協定制度を存続せしめつつ、段階的に多角的な方向への発展をその根本的狙いとして締結されたものであって、これらの協定によって設定された多角的相殺機構にしる引出権制度によるクレジット供与機構にしてもいづれも双務的支払協定制度の行詰りがある程度打開しつつ、これに部分的に多角化の要因を導入するより以上の意味をもつものではなかった。しかるにE.P.U. は、依然として双務的支払協定制度を基礎としていられるけれども、双務的支払協定にもとづく二国間の双務的債権債務を相互に多角的に相殺するとともにその純債権もしくは純債務残高を中心的な決済機関である同盟との関係に振替えて処理する多角的決済機構である。一般に多数存在する双務的債権債務関係を多角的

に決済しようとする場合、当事者間における個別的な決済をすべて排除し、これを特定機関にもちこんで決済するという方式がとられる。例えば個々の銀行が受入れる手形小切手類——したがって個々の銀行間の債権債務関係——が手形交換所を通じて多角的決済処理が可能ならしめられているが如くである。EPUの多角的決済機構もこの原理にもとづくものであって、EPUにおいては双務的支払協定にもとづく二国間の債権債務は当事国の中央銀行間において双務的に決済処理されることなく、すべてEPU当局にもち込まれEPU当局との関係に置換えられ決済処理されることになるのである。

EPUの構成及びその特色はその相殺操作及び決済機構の二つの側面から明らかにされるであろう。

一、相殺操作

EPUの機構において加盟諸国間に従来締結されていた双務的支払協定はそのまま有効であり、加盟諸国間の収支尻の決済は支払協定のもとに二国間におけるクレジットの相互供与の方式で行われた。しかしこの場合、従来の支払協定においてその特色であったスイング限度の規定は撤廃され、一応は無制限に二国間のクレジットの相互供与が認められることになった。^(注2)このようにEPUの機構においても双務的支払協定がその土台であり、双務的支払協定のもとに各加盟国間の収支尻が処理されるのであるが、各加盟国は毎月末他の各加盟諸国に対する当該一ヵ月間の収支尻すなわち支払協定勘

定残高——各加盟国の中央銀行に開設された相手国中央銀行名義の各加盟国通貨建の勘定残高——をEPU当局に報告する。EPU当局はこのような各加盟国からの報告にもとづいて各加盟国の勘定残高をすべて規定された共通単位——EPU単位^(注3)——に換算して関係二国ごとに相互間の勘定残高を相殺して関係二国間の債権債務の純額、すなわち各加盟国の他の加盟諸国のおのに対する双務的収支余剰もしくは不足 (bilateral surplus or deficit) を算定する。

この段階までの操作は従来の諸協定におけると同様であるが、さらにEPU当局は右の各加盟国の双務的収支余剰もしくは不足を相互に完全に多角的に相殺する。すなわちEPU当局は各加盟国について他の加盟諸国に対する双務的収支余剰と双務的収支不足とをそれぞれ総計し、両者を相互に相殺するわけである。この相殺残高は、加盟諸国間において多角的に相殺された、それ故に本来の双務的な性格から全く脱却した各加盟国の他の加盟諸国全体に対する債権債務の純額であり、この残高が各加盟国の純収支余剰もしくは不足 (net surplus or deficit) と呼ばれているものである。この各加盟国の純収支余剰もしくは不足は各加盟国の他の加盟諸国全体に対する債権債務関係を表現するものであるが、EPUの機構においては、各加盟国のEPU当局に対する債権債務関係に振替えられることになる。したがって各加盟国の純収支余剰は各加盟国のEPU当局に対する債権を、各加盟国の純収支不足は各加盟国のEPU当局に対する債務を意味することになるわけである。^(注4)しかしながら各加

盟国の純収支余剰もしくは不足が各加盟国のEPU当局に対する債権もしくは債務を表わすにしても、それは特定の一月間にかかわるものであるにすぎない。したがってEPUの発足以来の各加盟国のEPU当局に対する債権債務の純額を明らかにするために、さらにEPUにおいては、毎月各加盟国の純収支余剰もしくは不足は前月のそれと相殺され、各加盟国のEPU発足以来のEPU当局に対する累積的な債権債務の純額、すなわち各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足 (cumulative net surplus or deficit) が確定されることになる。

すでに指摘した如く従来の諸協定においても加盟国相互間の支払協定勘定残高、すなわちここにいう各加盟国の双務的収支余剰もしくは不足に対して多角的相殺操作として第一種及び第二種相殺操作が適用されたのであったが、従来の諸協定における第一種及び第二種相殺操作は、各加盟国通貨相互間の交換性乃至は振替性が著しく制限されていたような事情の下において、各加盟国の双務的収支余剰もしくは不足をそのまま双務的な関係におきながら、その一部を加盟諸国間において相殺処理し、その総額を絶対的に減少せしめ、以て双務的支払協定制度の円滑な運営を計ろうとする目的で行われたものであって、このような相殺操作が遂行された後にも、加盟諸国間に多数の且つ可成りの額に達する双務的収支余剰もしくは不足を残存せしめていた。しかるにEPUの相殺操作においては、加盟諸国通貨相互間の完全な交換性乃至は振替性を前提とした上で、各

加盟諸国の双務的収支余剰もしくは不足の多角的相殺が自動的且つ完全に遂行されることになり、その結果多角的相殺残高としてもはや双務的性格を全く排除した各加盟国の純収支余剰もしくは不足のみが残存することになるのである。このように各加盟国の双務的な収支余剰もしくは不足が多角的相殺操作の自動的且つ完全な適用によって、各加盟国の多角的な純収支余剰もしくは不足に転化せしめられるという点に、EPUの相殺操作の特色がみられるのである。

二、決済機構

上述の多角的相殺操作の結果としての各加盟国の純収支余剰もしくは不足はEPUの機構においては各加盟国のEPU当局に対する債権もしくは債務に振替えられることによって、各加盟国とEPU当局との間で決済が行われることになる。しかしEPUの決済機構においてはさらに手許資金、当初残高、特別援助資金といった制度が設定されていたから、これらに就て考慮されなければならなかった。

(イ) 手許資金 (existing resources)

EPUの発足前日、すなわち一九五〇年六月末日現在においてEPU加盟諸国間に数において八二、金額において八億六三〇〇万計算単位に達する双務的支払協定勘定残高が残存していた。EPUの発足に際し、これら二国間の双務的勘定残高は当事国間において一部は現金、一部は賦払の条件で決済されることになったのであるが、又EPU当局に対してその累積的ポジションが赤字である債務国は

その保有する双務的勘定残高をEPU当局に対する債務——当該国の純収支不足——の決済に使用することが認められた。このようなEPU当局に対する債務の決済に動員しうる双務的勘定残高が手許資金と称せられるものであり、この手許資金の利用により、各加盟国のEPU当局に対する債権もしくは債務——各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足——に対して調整が可能ならしめられた。^(注5)

(ロ) 当初残高 (initial balance)

EPUの発足後にEPU当局に対する累積的ポジションが黒字になると予想された若干の債権国は、当初においてEPU当局に一定額のクレジットを供与しEPU勘定に借方残高を設定した。^(注6) 又EPU当局に対する累積的ポジションが赤字になると予想された若干の債務国はEPU当局から一定額のクレジットの供与を受け、EPU勘定において貸方残高を保有することになった。このように当初EPUが予想債権国及び予想債務国に割当てた借方残高及び貸方残高がEPU機構において当初残高と称せられるものである。かくて当初予想債権国はEPU当局に対して債務国としてのポジションに立ち、又予想債務国はEPU当局に対して債権国としてのポジションに立つこととなったのであるが、このことはEPUの発足後において予想される加盟諸国間の不均衡の発生に対処することを目的とするものであった。^(注7)

(ハ) 特別援助資金

EPU当局が当初において予想債権国及び予想債務国に借方残高

及び貸方残高を割当てる右の当初残高の制度はEPUの最初の一年間で廃止され、一九五一年七月以降はこれに代って特別援助資金の制度がとられることになった。すなわちアメリカ合衆国政府によって加盟国のうち若干の恒常的債務国に対してEPU当局を通じて一定額のドル援助資金が贈与されることになった。当初残高の制度においては、当初EPU当局から借方残高を割当てられた若干の債権国に対して条件付援助の形式でドル資金が供与されたのであったが、この制度においては、ドル資金は若干の恒常的債務国のために直接EPU当局に供与されることになったのであり、このことによって恒常的債務国のEPU当局に対する債務が一定限度迄自動的に且つ円滑に決済されるときにもEPU当局のドル資金の補充も可能となり、EPUの健全な運営上ドル援助資金が一そう効率的に利用されることになると期待された。

EPUの機構に以上の如き制度が設定されこれらがすべて各加盟国とEPU当局との間の債権債務の決済に直接関係してくる以上、各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足は必ずしも各加盟国のEPU当局に対する累積的債権債務ポジションを正確に反映するものではない。そこで各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足に対して右の如き諸要因と関連して一定額の調整を加えることが必要となるのであり、このような調整を加えられた各加盟国の累積的純収支余剰もしくは不足が各加盟国のEPU当局に対する正確な累積的債権債務ポジションを示すことになる。これを各加盟国の累積的計算

上の純収支余剰もしくは不足(cumulative accounting net surplus or deficit)と称する。そして各加盟国はその累積的計算上の純収支余剰もしくは不足を原則として一定限度額以上に増加させることは認められなかった。すなわちEPUの機構においては、当初において一九四九年における各加盟国の他のすべての加盟諸国に対する経常取引総額の一五パーセントを基準として、各加盟国に対して割当額が設定され、この各加盟国の割当額が、各加盟国の累積的計算上の純収支余剰もしくは不足の限度額とされたのである。^(注8)

さて各加盟国のEPU当局に対する累積的な債権債務ポジションを正確に反映するものが各加盟国の累積的計算上の収支余剰もしくは不足である以上、これを基準として各加盟国とEPU当局との間の決済が行われることになるのであるが、その決済条件は当初にお

EPU当局に対する債権国の場合

累積的計算上の収支余剰	クレジット供与	金決済
割当額の 20%	20%	—
" 次の20%	10%	10%
" 次の20%	10%	10%
" 次の20%	10%	10%
合計 100%	60%	40%

EPU当局に対する債務国の場合

累積的計算上の収支不足	クレジット供与	金決済
割当額の 20%	20%	—
" 次の20%	16%	4%
" 次の20%	12%	8%
" 次の20%	8%	12%
" 次の20%	4%	16%
合計 100%	60%	40%

いて上に表示する如く決定された。^(注9)

EPUの決済機構において、各加盟国とEPU当局との間の決済は各加盟国のEPU当局に対する累積的計算上の収支余剰もしくは不足を基準として右の如き決済条件にしたがって行われるのであるが、このEPUの決済機構の主要な要点は次の如くである。

(イ) 各加盟国とEPU当局との間で各加盟国の割当額の範囲内においてクレジットの相互供与が行われること。

EPUの決済機構においては、各加盟国のうち、EPU当局に対するその累積的計算上のポジションが黒字である債権国はその割当額の範囲内において割当額の六〇パーセントを最高限度としてEPU当局に対してクレジットを供与し、又EPU当局に対するその累積的計算上のポジションが赤字である債務国は、同様にその割当額の範囲内において割当額の六〇パーセント迄EPU当局からクレジットを供与されることになる。もしもEPUの決済機構において各加盟国とEPU当局との間の決済が全額金ドル払ということになれば、このことは所謂「中央銀行段階における交換性の回復」を意味することになるが、加盟国のうち債権国にとっては望ましい結果をもたらすにしても、債務国にとってはこのことは到底容認しうる所でない。そのうえ決済上の困難に直面した債務国は必然的に貿易制限的措置に訴えることを余儀なくされることになり、かかる貿易制限的措置の強化は、貿易自由化の促進というEPUの基本的目標の達成を阻害することになるであろう。EPUの決済機構における各

加盟国とEPU当局との間のクレジットの相互供与の方式はかかる理由から設定されたものであって、完全な多角的決済制度への過渡的、暫定的機構としてのEPUの基本的性格がここに反映されている。さらに従来の双務的支払協定制度的には二国間において双務的なクレジットが排他的に設定されていたのであるが、EPUの決済機構においては、完全且つ自動的に多角的相殺操作の結果である収支尻の決済と関連するという意味において多角的な性格のクレジットが多角的に設定されることになったのである。

(ロ) 各加盟国とEPU当局との間のクレジットの相互供与が段階的に一部分金ドル決済と結合して行われること。

EPUの決済機構においては、上述の如く各加盟国とEPU当局との間にクレジットの相互供与が行われるのであるが、この場合各加盟国の累積的計算上の収支余剰もしくは不足の額如何に応じて段階的な比率で、クレジットの供与は一部分金ドル決済と結合して行われる(勿論、各加盟国の累積的計算上の収支余剰もしくは不足額が各加盟国の割当額の二〇パーセント以内にとどまる場合は例外である)。従来の支払協定制度においてはスイング限度が設定され、二国間の収支尻がこのスイング限度内にとどまる場合は、その全額に対して一〇〇パーセントのクレジットの供与が行われ、二国間の収支尻がこのスイング限度を超過する場合にはその超過額全額に対して一〇〇パーセントの金ドル決済が行われた。したがって従来の支払協定制度の下においては、債務国は収支尻がスイング限度内に

とどまる限り収支改善の努力を怠り、収支尻がスイング限度に達するや否や、直ちに輸入制限的措置を強化するという一般的傾向がみられたのであり、このことは支払協定の行詰りを結果せざるを得なかった。このような弊害は従来の支払協定の決済方式において、設定されたスイング限度額を基準として一〇〇パーセントのクレジットが一挙に一〇〇パーセントの金ドル決済にとって代るという如くクレジットの供与と金ドル決済とが一定限度額を基準として単独に独立的に行われたことに直接起因するものであった。この点の欠陥に鑑みEPUの決済機構においては、各加盟国の割当額が五段階に分割され、各加盟国の累積的計算上の収支余剰もしくは不足の総額が割当額の二〇パーセントを限度とする第一段階を超過するかぎり、クレジット供与と金ドル決済との結合方式による決済条件が適用されることになったのであって、この点はEPUの決済機構の基本的特色であると考えられる。

(ハ) EPU当局に対する債権国と債務国とは相違せる決済条件が適用されること。

EPUの決済機構においては、各加盟国とEPU当局との間の決済に際して、当該加盟国がEPU当局に対して累積的計算上の収支余剰をもつ債権国であるか、又はEPU当局に対して累積的計算上の収支不足をもつ債務国であるかに応じて、相違せる決済条件が適用されるわけであるが、このことは手許資金、当初残高、特別援助資金の制度と同様に、加盟国相互間の不均衡に対処することをその

目的とするものであった。さらに又EPU当局に対する債務国に対しては、EPU当局からのクレジット供与額と金ドル決済額との間の比率が、各段階ごとに漸進的に金ドル決済額が増加するように変更されており、このことによって債務国をしてその収支改善に対して適当な措置を講ぜしめることが意図された。

以上がEPUの基本的構造とその主要特色である。戦後ヨーロッパの双務的支払協定制度は早くも成立後数年にして諸国間における構造的不均衡の発生とそれの必然的結果である双務的勘定残高の累積に直面してその基本的欠陥を暴露し殆どその行詰りに達するに至り、その後数次の協定の締結によってその行詰りを局部的に打開しつつ辛うじてその存続を維持してきたのであったが、EPUの成立をみるに至って、始めて多角的決済制度の中に吸収統合されることになったのである。EPUは従来の双務的協定制度をその土台としながらも、双務的な勘定残高の多角的決済の実現を可能ならしめたのであって、かかる意味においてEPUの機構においては双務的支払協定に本来的な双務的、排他的な性格及び欠陥は排除されることとなった。かくてEPUの成立によって、戦後ヨーロッパの双務的支払協定制度のその双務的、排他的な性格の排除→多角的決済方式への移行といった必然的な発展が一応実現されるに至ったと考えられるのである。

EPUはそれ自体完全な多角的決済制度移行への過渡的、暫定的制度として成立をみたものであるが、このEPUがその成立以来、

西ヨーロッパ域内の国際貿易の拡大、自由化の促進に大なる役割を演じてきたことは否定しえないところであろう。例えば、加盟諸国の貿易自由化率の一般的向上、為替管理制度の緩和、為替市場の再開、多角的為替裁定取引の実施等の如き一連の自由化への動向は、EPUの決済機構を前提としてはじめてその促進が可能ならしめられたものといえよう。しかしながらEPUの運営はその成立以後の客観的情勢の下において必ずしも円滑に運ばれなかった。加盟諸国間における不均衡の拡大、恒常的債権国と恒常的債務国の対立といった事態に直面して、EPUの存続はしばしば危機に遭遇せざるを得なかった。諸国間において不均衡の存在が顕著であるような事態の下において、双務的支払協定制度の基本的欠陥乃至は限界は協定当事国間における双務的残高の累積、その決済処理上の困難という形態で発現するのであるが、多角的決済制度の基本的欠陥乃至は限界は多角的清算残高の累積、その決済処理上の困難という形態で発現し、それは又中心的な清算機関に集中的にしわ寄せされることとならざるを得ない。ここからして多角的決済制度といえども根本的には双務的支払協定制度におけると本質的に同一の基本的欠陥乃至は限界を包蔵しているということができるのであって、EPUも多角的決済制度そのもののこのような基本的欠陥乃至は限界によって制約されざるを得ないのが当然であった。この点と関連してここから更にEPUの成立以後の推移、西ヨーロッパ国際金融情勢の発展について充分な考察を加えることが必要なのであるが、双務的支払

協定制度の多角的發展過程の考察を課題とするこの小論においてはもはや論及する余裕がないので、これらの問題に就ては引続き稿を改めることとした。

(注1) EPUが加盟諸国によって実際に調印されたのは一九五〇年九月十九日であったが、その実施は同年七月一日に遡って行われた。

(注2) この場合の双務的クレジットの供与限度に関しては、各加盟国は自国の割当額から累積的計算上の収支余剰もしくは不足を差引いた額以上双務的クレジットを供与する義務はない、と一応規定されているが、実際には殆ど無制限の状態である。

(注3) EPU単位の価値は純金〇・八八八六七〇八八グラムと定められ、これは現行アメリカ・ドルと等しい理論上の金価値をもっている。

(注4) 各加盟国相互間の双務的収支余剰もしくは不足が双務的に決済処理されることなく、多角的に相殺された後に各加盟国と同盟との間で決済されることになるのであるが、このことは加盟諸国間における貿易の自由化、差別的措置の撤廃を促進する要因であった。

EPUの機構においては、各加盟国は他のすべての加盟国全体との間に収支の均衡を維持することが問題であって、もし収支の均衡が維持されておれば、特定二国間で差別的措置を講ず

る必要は存在しない。W. M. Scammell, *International Monetary Policy*, p. 278.

(注5) EPU発足当初、EPUに引き継がれた双務的勘定残高、すなわち各加盟国の手許資金の内訳は次の如くであった。

貸越手許資金		
1.	ベルギー (ルクセンブルグ)	15.8
2.	フランス	12.9
3.	西ドイツ	11.9
4.	ギリシャ	1.1
5.	イタリア (トリエステ)	42.5
6.	ノルウェー	0.4
7.	スエーデン	15.4
	計	100.0
借越手許資金		
1.	デンマーク	5.0
2.	トルコ	1.9
3.	イギリス (アイルランド)	93.1
	計	100.0

(単位 100万ドル)

(注6) EPU当局に一定額のクレジットを供与した債権国に対しては条件付ドル援助が与えられた。そして債権国に供与されたドル援助の総額は以前の協定における条件付援助総額とほぼ等しかった。W.M. Scammell, *op. cit.*, p. 284.

(注7) EPU発足に際して、EPU当局が予想債権国及び予想債務国に割当てた当初借方残高及び貸方残高は次の如くであった。

(注9) 各加盟国とEPU当局との間の決済条件はしばしば変更された。一九五二年七月以降決済条件は次の如く変更された。

国名	当初割当額	1954年6月以降の割当額	1955年8月以降の割当額
オーストリア	70	84	168
ベルギー	360	432	864
デンマーク	195	234	468
フランス	520	624	1,248
ドイツ	320	600	1,200
ギリシャ	45	54	108
アイスランド	15	18	36
イタリア	205	246	492
オランダ	330	426	852
ノルウェー	200	240	480
ポルトガル	70	84	168
スウェーデン	260	312	624
スイス	250	300	600
トルコ	50	60	120
イギリス	1,060	1,272	2,544

(単位 100万 EPU 計算単位)
[出所 W.M. Scammell, op. cit., p. 286.]

(注8) 各加盟国の当初割当額及び割当額の其の後の変更は次の如くであった。

当初借方残高	
ベルギー	44.05
スウェーデン	21.2
イギリス	150.
合計	215.25

当初貸方残高	
オーストリア	80.
ギリシャ	115.
アイスランド	4.
オランダ	30.
ノルウェー	60.
合計	289.

(単位 100万ドル)

EPU 当局に対する債権国の場合

変更なし

EPU 当局に対する債務国の場合

累積的計算上の収支不足の割当額	クレジット	金
最初の10%	10%	—
" 次の10%	8%	2%
" 次の20%	14%	6%
" 次の20%	12%	8%
" 次の20%	10%	10%
" 次の20%	6%	14%
合計 100%	60%	40%

一九五四年七月以降、割当額の制限内での段階別が廃止され、EPU当局に対する債務国、債権国いずれの場合も、クレジット供与五〇%、金決済五〇%の確定率で決済されることになった。さらに、決済条件は硬化せしめられ一九五五年八月以降、クレジット供与二五%、金決済七五%となった。